

令和4(2022)年度 各保険料率の動向

事務所ニュース3月号で令和4(2022)年度健康保険及び介護保険の保険料率についてお伝えしましたが、雇用保険の保険料率は4月、10月に変更されます。

●雇用保険料

・4月～9月: **事業主負担が増加**

	労働者	事業主	合計
一般の事業	0.3%	0.65%	0.95%
農林水産他	0.4%	0.75%	1.15%
建設業	0.4%	0.85%	1.25%

・10月～3月: **労働者、事業主負担ともに増加**

	労働者	事業主	合計
一般の事業	0.5%	0.85%	1.35%
農林水産他	0.6%	0.95%	1.55%
建設業	0.6%	1.05%	1.65%

●健康保険料 ※3月分(4月納付分)から

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

埼玉	9.71%(引き下げ)
千葉	9.76%(引き下げ)
東京	9.81%(引き下げ)
神奈川	9.85%(引き下げ)

●介護保険料 ※3月分(4月納付分)から

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

全国一律 **1.64% (40歳-64歳)**

健康保険組合の保険料率は、組合ごとに異なりますので、それぞれの健康保険組合にご確認下さい。

4月以降の雇調金の特例措置の取扱いを公表

3月22日、厚労省は4月～6月の雇調金の特例措置等の取扱いを公表しました。雇調金の助成率や上限額は3月までと同じですが、4月から新たに適用される内容として、以下の3点があります。

1. 業況特例における業況の確認

毎回(判定基礎期間(1ヶ月単位)ごと)、業況の確認を行い、要件を満たせば業況特例、満たさなければ原則的な措置(地域特例に該当すれば、地域特例)が適用されます。業況特例に該当するかどうかで助成率や上限額が異なり、業況特例を利用していた企業にとっては注意が必要です。

2. 最新の賃金総額による平均賃金額の算出

助成金額を算出するための平均賃金額は初回に算定した額を継続して活用できましたが、**令和3年度の確定保険料による算出に変更されます。**

・令和3年度の労働保険料「確定保険料申告書」の受理日以降、最初の申請から適用。

(労働保険事務組合に委託の場合、「賃金等の報告」)

・受付印のある「労働保険確定保険料申告書写し」の提出も必要。

3. 休業対象労働者と休業手当の支払いが確認できる書類の提出が必要

雇用保険の適用が1年未満の企業は、休業対象労働者と休業手当の支払いが確認できる書類を提出必要(1年以上は当面提出不要、**保管要**)。

## 労働基準法第 37 条(割増賃金)違反の疑いで逮捕

青森・十和田労働基準監督署は、労働者9人の時間外労働に対する割増賃金の一部約 500 万円を期日に支払わなかったとして、会社の代表取締役社長を**労働基準法第 37 条(割増賃金)違反の疑いで** 2022(令和 4)年2月 10 日**逮捕**し青森地検八戸支部に身柄を**送検**しました。

青森労働局によると、管内での逮捕事案は約 30 年ぶりとのこと。今回逮捕になった背景としては**同労基署の調査に対して虚偽の賃金台帳を提出するなど証拠隠滅のおそれ**があったとのこと。

実際、労基法違反で逮捕や勾留は可能ですが実際に逮捕されるケースは非常に珍しく、今回の事案は相当悪質と評価されたものと推測されます。

**労働基準監督署**は全国に **321 ケ所**あり、監督課・安全衛生課・労災課・業務課に分かれます。

そのうち、**監督課**の主な仕事を紹介します。

- 1.申告・相談の受付
- 2.監督指導
- 3.司法警察事務になります。

具体的には、働く人からの申告などを契機として、**労働基準監督官**が事業場(工場や事務所など)に立ち入り機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の**労働条件**について確認を行います。

その結果、法違反が認められた場合には事業主などに対して**その是正を指導**します。また、危険性の高い機械設備などについては、その場で使用停止などを命じる行政処分を行います。

さらに度重なる指導にも関わらず法違反の是正が行われない場合など重大・悪質な事案に関しては刑事事件として取り調べなどの**任意捜査や捜索・差押え・逮捕**などの強制捜査を行い、検察庁に**送検**します。皆様も**労働基準監督署**の仕事内容を認識しましょう。

## 厚生労働省一コロナ下での「新・健康生活」のススメ

コロナ下で3つの密(密閉・密集・密接)の回避、テレワークの推進、少人数での飲食・外出など、日常生活のあらゆる場面に変化が生じています。このように生活も、世の中も大きく変わった今は健康づくりのチャンスです。

厚生労働省は、企業に対して、「おうち時間」を「健康づくり」のきっかけにして下記の**「新・健康生活」6つのススメ**を推進しています。皆様も是非行いましょう。

1	<b>プラス 10の身体活動のススメ</b> <b>適度な運動、毎日+10分の身体活動</b> 移動時のはや歩き、料理や掃除、庭いじりなど日常でのからだの動きを増やしましょう
2	<b>おいしいバランスのススメ</b> <b>適切な食生活で、からだの調子を整える</b> 主食・主菜・副菜は健康な食事の第一歩。食事をおいしく、バランスよくとりましょう。
3	<b>禁煙のススメ・喫煙習慣を見直す</b> 喫煙や受動喫煙により、肺がんや心臓病、脳卒中等にかかりやすくなります。
4	<b>飲酒の知識のススメ</b> <b>飲酒に伴うからだへの健康影響を知る</b> 休肝日を設けるなど、からだに負担をかけないようにしましょう
5	<b>質の良い睡眠のススメ</b> <b>良い環境づくりで、質の良い睡眠を目指す</b> 就寝前は明るい光を避けるなどして、睡眠の質を高めましょう
6	<b>健診・検診のススメ</b> <b>定期的にからだの状態を知り、病気につながるリスクを早期発見する</b> 健診と検診を受けて、からだの状態を知ることが、健康づくりの入り口です。